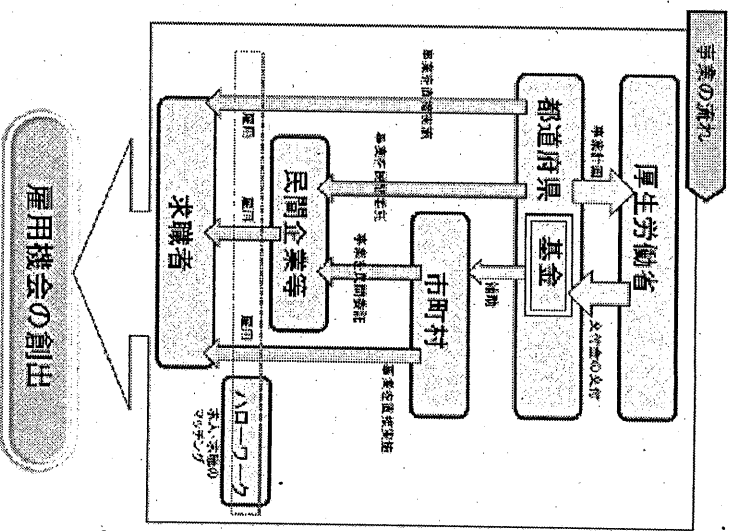


山田町緊急雇用創出事業と県の対応の概要

1 緊急雇用創出事業制度の概要

- ① 地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた方の一時的な雇用機会を創出するため、国が県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、県はこれに基づき基金を造成する。
- ② 県・市町村は、民間企業や NPO 法人等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出する（県・市町村による事業の直接実施も可）。
- ③ 事業は、県・市町村が企画した新たな事業で、建設・土木事業でないこと、事業費に占める新規に雇用された失業者の person 費割合は 1/2 以上であることが主な要件である。
- ④ 市町村が事業を実施する場合は、県は基金を財源として市町村に補助金（補助率 10/10）を交付する。



2 緊急雇用創出事業補助金による事業実施の流れ

- ① 事業計画書の提出（緊急雇用創出事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）第4）補助事業を実施しようとする市町村は、所管の広域振興局長に対し事業計画書を提出
- ② 補助金交付の内定（交付要領第6）
広域振興局長は、事業計画書の内容を審査し、適当と認められる場合には補助金の交付を内定し、内定通知書を交付
- ③ 補助金の交付申請（交付要領第7）
補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書を広域振興局長に提出
- ④ 補助金の交付契約の締結（交付要領第8）
広域振興局長は、補助金交付申請書の内容を審査し適正と認めるときは、補助金交付契約を締結
- ⑤ 補助金交付契約に基づく契約（補助金交付契約第1、第2、第5）
総則 市町村：事業計画書により緊急雇用創出事業を実施
県：補助事業に要する経費に対し、緊急雇用創出事業補助金を交付
変更 市町村：事業変更計画書を県に提出
県：承認（→補助金交付変更契約締結）
実績 市町村：補助事業が完了した場合は実績報告書を県に提出
県：実績報告書を受理した場合は、書類の審査及び必要に応じて実地調査

3 山田町が実施した委託事業の概要

(1) 事業名

平成 23 年度：山田町災害復興支援事業
平成 24 年度：復興やまだ応援事業

(2) 事業内容

- ① 物資センターの運営を行うこと
- ② 防犯パトロール（海上、陸上）を行うこと
- ③ ボランティアアサセンターの運営支援を行うこと（23 年度のみ）
- ④ 観光の復興及び復興のための人材育成に努めること
- ⑤ 災害対応及び支援要員の育成に努めること
- ⑥ 被災者生活支援事業に関すること
- ⑦ その他、復旧、復興に関すること

(3) 委託契約の契約額及び期間

平成 23 年度：430,593,050 円（23 年 6 月 1 日～24 年 3 月 31 日）
平成 24 年度：791,417,000 円（24 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日、ただし 24 年 12 月 11 日以降事業休止に伴い契約解除）

(4) 委託先

特定非営利活動法人 大雪りばあねっと。（北海道旭川市 平成 25 年 5 月 15 日解散）
代表理事 岡田 栄悟

(5) 事業破たんの経過

平成 24 年 11 月 28 日 NPO 法人岡田代表が町長に事業資金が私底した旨報告するとともに、事業費の追加を要請

平成 25 年	12 月 11 日	事業休止（前日夜に従業員に対し自宅待機の連絡）
	12 月 25 日	従業員を全員解雇
	1 月 18 日	町がNPO法人に契約の一部解除(12 月 11 日以降分)を通知
	5 月 15 日	NPO 法人の破産手続開始の決定
	5 月 22 日	町がNPO 法人代表に損害賠償請求を提訴

別冊資料

- (1) 緊急雇用創出事業実施要領
- (2) 緊急雇用創出事業補助金交付要領
- (3) 山田町緊急雇用創出事業に関する第三者調査委員会報告書

4 補助金交付契約手続き (時系列)

【平成23年度】

＜補助金の当初契約 107,861,720円

山田町災害復興支援事業 (以下「当該事業」という。) なし >

23. 4. 1付 町と平成23年度緊急雇用創出事業補助金交付契約の決裁、契約締結【資料1】

＜第1回変更契約 423,752,823円 (315,891,103円増)、当該事業(新) 91,611,849円＞

23. 4. 28付 県4月補正予算の可決成立を受け、重点分野雇用創出事業費350百万円を増額する採択枠を町へ通知

23. 4. 28付 町から当該事業他11事業を新規事業とする変更計画申請【資料2】を受理

23. 4. 28付 変更計画の承認の決裁、町への通知【資料3】

23. 4. 28付 町と補助金交付変更契約(第1回)締結の決裁、契約締結【資料4】

＜第2回変更契約 592,334,471円 (168,581,648円増)、

当該事業 211,502,937円 (119,891,088円増) >

23. 7. 25付 県6月補正予算の可決成立を受け、重点分野雇用創出事業費170百万円を増額する採択枠を町へ通知

23. 7. 28付 町から当該事業の変更を含む変更計画申請を受理【資料5】

23. 7. 29付 変更計画の承認の決裁、町への通知【資料6】

23. 7. 29付 町と補助金交付変更契約(第2回)締結の決裁、契約締結【資料7】

＜第3回、第4回変更契約 当該事業は変更なし＞

23. 9. 12付 町の要望を踏まえ、重点分野雇用創出事業費20百万円を増額する採択枠(局保留枠から配分)を町へ通知

23. 9. 22付 補助金交付第3回変更契約を締結 649,762,471円 (57,428,000円増)

23. 10. 27付 補助金交付第4回変更契約を締結 651,807,451円 (2,044,980円増)

＜第5回変更契約 710,947,071円 (59,139,620円増)、

当該事業 261,502,937円 (50,000,000円増) >

23. 11. 9付 町の要望を踏まえ、重点分野雇用創出事業費50百万円を増額する採択枠(局保留枠から配分)を町へ通知

23. 11. 24付 重点分野雇用創出事業費30百万円を増額する採択枠(局保留枠から配分)を町へ通知

23. 11. 25付 町からの当該事業の変更を含む変更計画申請を受理【資料8】

23. 11. 25付 変更計画の承認の決裁、町への通知【資料9】

23. 11. 25付 町と補助金交付変更契約(第5回)締結の決裁、契約締結【資料10】

＜平成23年12月の指導＞

23. 12. 28

当該事業について、県の事務担当者から、NPO法人代表理事、町総務課長

等に対し経理書類の整理及び事業費執行（必要最小限の経費とすること等）
について指導【資料11】

＜第6回変更契約 799,980,973円（89,033,902円増）、

当該事業 430,593,050円（169,090,113円増）＞

23.12.21 県が町に平成23年度雇用対策基金事業補助金の執行見込額を照会
町が県に回答

・ 執行見込額は全30事業に関するもの

・ 山田町災害復興支援事業1.7億円増額に伴う補助金交付変更契約、事業変更計画書の提出の要否について町担当者から県担当者に質問あり

24. 2. 7 町担当者から県担当者あて事業変更申請書類、内訳資料の送付
（県担当からの下記連絡により契約変更せず）

（日付不詳） 県担当者が町担当者に当該事務処理について下記のとおり電話連絡（町保存の文書に担当者のメモ）

・ 最終的に執行額が確定した際に変更契約すること、変更事業が1件であること、県予算は確保したこと、により今回の事業変更計画書の提出は不要（県担当者は1月25日付の委託変更契約を承知していない。）

24. 3.13付 重点分野雇用創造事業費 88,248千円を増額する採択枠（宮古市から枠振替）を町へ通知

24. 3.13付 町からの当該事業の変更を含む変更計画申請を受理【資料12】

24. 3.15付 変更計画の承認の決裁、町への通知【資料13】

24. 3.15付 町と補助金交付変更契約（第6回）を締結、契約締結【資料14】

＜平成24年3月の指導＞

24. 3.16 当該事業について、県の事務担当者から、NPO法人の災害復興支援隊副隊長に対し経理書類の整理について指導するとともに、町の担当課長補佐に対し指導監督の徹底を指示【資料15】

＜補助金額の確定 785,900,829円、当該事業 430,486,582円＞

24. 3.31付 町から平成23年度事業実績報告を受理【資料16】

24. 3.31付 平成23年度補助事業完了確認、補助金交付金額の確定を町へ通知【資料17】

24. 3.31付 町からの補助金請求書を受理

24. 5.18付 町への補助金支出を決定（同年5月23日支払い）

＜補助金の再調査＞

（24.12.10 24年度事業の破たん）

25. 5.31 平成23年度補助金の再精査のための資料提供等を山田町に要請

25. 6.10 宮古地域振興センターで経理証拠書類の確認作業着手

25.10. 7 山田町に再調査の結果を通知（167,490,449円の補助対象外）

【平成24年度】

＜補助金の内定、当初契約 515,076,020円、当該事業 139,211,306円＞

- 24. 3. 16付 町から平成24年度緊急雇用創出事業計画書を受理(添書なし)【資料18】
- 24. 3. 23付 24年度事業計画の承認、内定通知(1,162,976,739円)【資料19】
- 24. 3. 23付 町から補助金交付申請書(515,076,020円)【資料20】

※市町村要望額が県予算額を上回り、一部配分保留。6月補正予算により追加配分することとし、宮古管内では当初不足分を山田町との契約を減額して調整。

24. 4. 1付 町と平成24年度補助金交付契約締結の決裁、契約締結【資料21】

＜第1回変更契約 516,665,420円(1,589,400円増)、当該事業は変更なし＞

- 24. 6. 29付 町と補助金交付変更契約(第1回)を締結

＜第2回変更契約 1,226,543,270円(709,877,850円増)、

当該事業 791,417,000円(652,205,694円増)＞

- 24. 7. 10 震災等緊急雇用創出事業として711,467,250円の追加配分を町に通知
- 24. 7. 12付 町からの当該事業の変更を含む変更計画申請を受理【資料22】
- 24. 7. 31付 変更計画の承認の決裁、町への通知【資料23】
- 24. 7. 31付 町と補助金交付変更契約(第2回)締結の決裁、契約締結【資料24】

＜第3回、第4回変更契約 当該事業は変更なし＞

- 24. 9. 28付 町と補助金交付変更契約(第3回)を締結1,225,837,363円(705,907円減)
- 24. 11. 20付 町と補助金交付変更契約(第4回)を締結1,225,837,567円(204円増)

＜補助金交付契約の一部解除＞

- 24. 12. 11 当該事業の休止(従業員は自宅待機、12/25に全員解雇)
- 25. 1. 9付 町に対し、当該事業に係る契約のうち、24年12月11日から25年3月31日
までを実施期間とする部分を解除する旨通知

＜第5回変更契約 1,223,435,154円(2,402,413円減)＞

- 25. 3. 13付 町と補助金交付変更契約(第5回)を締結

＜補助金額の確定 612,535,990円、当該事業289,423,261円＞

- 25. 3. 13付 町から24年度事業実績報告(当該事業分363,175,981円)を受理【資料25】
- 25. 3. 13～31 当該事業に係る完了確認(内容調査)、確定額(289,423,711円)を町に通知

【資料26】

※集計錯誤により、後日、確定額を289,423,261円に修正

- 25. 3. 31付 町から平成24年度事業実績報告(当該事業以外分323,427,331円)を受理
- 25. 3. 31付 平成24年度補助事業完了確認、補助金交付金額の確定を町へ通知
(確定額612,535,990円、当該事業分を含む)

- 25. 4. 26～5. 24 確定額と前金払額(合計715,076,000円)差額(102,540,010円)を町に返納
請求、町から返納 ※4/26の請求返納後、錯誤による確定額の修正、返納が2回あり

平成 23 年度補助金に係る手続きの経過

1 緊急雇用創出事業補助金の流れ

時 期 等	県		山 田 町	大 雪 り ば あ ね つ と
	宮古地域振興センター			
平成 23 年 3 月	通 知 審 査	事業計画立案 事業計画書提出 (計画額:107,861,720 円)		
平成 23 年 3 月 25 日	補助金内定通知 (内定額 : 107,861,720 円)			
平成 23 年 3 月 31 日	審 査	補助金交付申請書提出 (申請額:107,861,720 円)		
平成 23 年 4 月 1 日	補助金交付契約(当初) 107,861,720 円 (全 12 事業) ※うち大雪分 なし			
平成 23 年 4 月 28 日	審 査	補助事業変更計画書提出 (変更後補助額 : 423,752,823 円)		
	補助金交付契約(第 1 回変更)423,752,823 円 (全 24 事業) ※うち大雪分 91,611,849 円(6/1~3/31)			
平成 23 年 5 月 20 日		業務委託契約(当初)	15,000,000 円	
平成 23 年 6 月 10 日			委託料前払金(1 回目) 13,500,000 円	
平成 23 年 7 月 26 日		業務委託契約(第 1 回変更)	91,611,849 円	
平成 23 年 7 月 28 日	審 査	補助事業変更計画書提出 (変更後補助額 : 592,334,471 円)	委託料前払金(2 回目) 68,950,000 円	
平成 23 年 7 月 29 日	補助金交付契約(第 2 回変更)592,334,471 円 (全 26 事業) ※うち大雪分 211,502,937 円(6/1~3/31)			
平成 23 年 8 月 22 日		業務委託契約(第 2 回変更)	211,502,937 円	
平成 23 年 9 月 22 日	補助金交付契約(第 3 回変更)649,762,471 円 (全 26 事業) ※うち大雪分 変更なし			
平成 23 年 10 月 7 日			委託料前払金(3 回目) 107,902,000 円	
平成 23 年 10 月 27 日	補助金交付契約(第 4 回変更)651,807,451 円(全 27 事業) ※うち大雪分 変更なし			
平成 23 年 11 月 25 日	審 査	補助事業変更計画書提出 (変更後補助額 : 710,947,071 円)		
	補助金交付契約(第 5 回変更)710,947,071 円(全 30 事業) ※うち大雪分 261,502,937 円(6/1~3/31)			
平成 23 年 11 月 28 日		業務委託契約(第 3 回変更)	金額変更なし、前金払 90%→100%	

時 期 等	県		山田町	大雪りばあねっと
	宮古地域振興センター			
平成 23 年 12 月 12 日				委託料前払金(4 回目) 21,150,987 円
平成 23 年 12 月 20 日			業務委託契約(第 4 回変更)	261,502,937 円
平成 23 年 12 月 28 日				委託料前払金(5 回目) 50,000,000 円
平成 24 年 1 月 25 日			業務委託契約(第 5 回変更)	430,593,050 円
平成 24 年 2 月 7 日				委託料前払金(6 回目) 169,090,113 円(全額)
平成 24 年 3 月 13 日		審査	補助事業変更申請書提出 (変更後補助額：799,980,973 円)	
平成 24 年 3 月 15 日			補助金交付契約(第 6 回変更)799,980,973 円(全 30 事業) ※うち大雪分 430,593,050 円(6/1～3/31)	
平成 24 年 3 月 31 日		完了確認	補助事業最終報告書提出 (実績額：785,900,829 円) ※うち大雪分 430,486,582 円	
平成 24 年 5 月 22 日		再確認	過剰による補助事業最終報告書再 提出実績額：783,848,572 円 ※うち大雪分 430,486,582 円	
平成 24 年 5 月 23 日			精算払金 785,900,829 円	
平成 24 年 5 月 末 日			返納金:2,052,257 円 (最終実績:783,848,572 円) ※うち大雪分 430,486,582 円	
平成 25 年 6 月～		事業内容の再確認		
平成 25 年 10 月 7 日			確認結果の通知 大雪分:262,996,133 円 (補助対象外 167,490,449 円)	

2 事業概要 (平成 23 年度)

- (1) 事業名 山田町災害復興支援事業
- (2) 事業期間 平成 23 年 6 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
- (3) 受託業者 特定非営利活動法人 大雪りばあねっと。
- (4) 契約額 430,593,050 円 (最終) ※精算額：430,486,582 円
- (5) 委託事業の内容
 - ア 物資センターの運営を行うこと
 - イ 防犯パトロール(海上・陸上)を行うこと
 - ウ ボランティアセンターの運営支援を行うこと
 - エ 観光の復興及び復興のための人材育成に努めること
 - オ 災害対応及び支援要員の育成に努めること
 - カ 被災者生活支援事業に関すること
 - その他、復旧、復興に関すること
- (6) 新規雇用者数 144 人

平成 24 年度補助金に係る手続きの経過

1 緊急雇用創出事業補助金の流れ

時 期 等	県		山田町	大雪りばあねっと
	宮古地域振興センター			
平成 24 年 3 月	通 知	事業計画立案 事業計画書提出 (計画額:1,162,976,739 円)		
平成 24 年 3 月 23 日	審 査	補助金内定通知 (内定額: 1,162,976,739 円)	※市町村要望額が当初予算額を上回ったため、不足分を補正予算対応としたもの	
平成 24 年 3 月 30 日	審 査	補助金交付申請書提出 (申請額:515,076,020 円)		
平成 24 年 4 月 1 日	補 助 金 交 付 契 約 (当初)	補助事業変更計画書提出 (変更後補助額: 1,226,543,270 円)		
平成 24 年 4 月 13 日	補 助 金 交 付 契 約 (当初)	補 助 金 交 付 契 約 (当初) 515,076,020 円 (全 34 事業) ※うち大雪分 189,211,306 円(4/1~7/31 分)	業務委託契約 791,417,000 円 ※市町村予算での財源確保及び補助金の内定により着手	委託料前払金(1回目) 390,000,000 円
平成 24 年 7 月 12 日	審 査	補 助 金 交 付 契 約 (変更)		委託料前払金(2回目) 200,000,000 円
平成 24 年 7 月 13 日	補 助 金 交 付 契 約 (変更)	補 助 金 交 付 契 約 (変更) 1,226,543,270 円 (全 36 事業) ※うち大雪分 791,417,000 円(4/1~3/31)		委託料前払金(3回目) 30,000,000 円
平成 24 年 9 月 4 日	前 払 金 (第 1 回)			委託料前払金(4回目) 171,417,000 円(100%)
平成 24 年 9 月 28 日	前 払 金 (第 2 回)			事業休止
平成 24 年 10 月 9 日	前 払 金 (第 2 回)			
平成 24 年 10 月 30 日	前 払 金 (第 2 回)			
平成 24 年 12 月 11 日	委託事業一部解除の通知			
平成 25 年 1 月 18 日	補助事業(大雪分)実績報告書提出 (実績額: 363,175,981 円)			
平成 25 年 3 月 13 日				

時 期 等	県	
	宮古地域振興センター	山田町
平成 25 年 3 月 31 日	完了確認	大雪分の確定額通知 (実績額：289,423,261円)
平成 25 年 4 月 26 日		実績は集計錯誤により 289,423,711円を後日修正 補助事業全体の確定額通知 (実績額：612,535,990円)
平成 25 年 5 月 10 日	前払金の返納 102,540,010円	

2 事業概要 (平成 24年度)

- (1) 事業名 復興やまだ応援事業
- (2) 事業期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
- (3) 受託業者 特定非営利活動法人 大雪りばあねっと。
- (4) 契約額 791,417,000 円
- (5) 委託事業の内容
被災者生活支援事業に関すること
物資センターの運営を行うこと
防犯パトロール(海上・陸上)を行うこと
観光の復興及び復興のための人材育成に努めること
災害対応及び支援要員の育成に努めること
その他、復興、復興に関すること
- (6) 新規雇用者数 144 人